

令和6年度伯耆町価格高騰重点支援給付金 (非課税給付/3万円)のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²から伯耆町に避難中の方も、伯耆町価格高騰重点支援給付金(非課税給付)をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、伯耆町から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、伯耆町での手続きが必要です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれにも該当する世帯に対し、1世帯あたり **3万円**を支給します。

- ① 世帯全員の令和6年度「**住民税均等割が非課税**」である世帯
- ② 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成された世帯ではないこと

申請先

伯耆町役場 住民課

申請期限

令和7年6月2日(月)

お問い合わせ

伯耆町役場 住民課 (価格高騰重点支援給付金担当)

☎0859-68-5531 受付時間 平日8:30~17:15

(e-mail) jyuumin-k@houki-town.jp



支給手続きや支給要件の詳細は裏面または町ホームページをご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、伯耆町役場住民課（給付金担当）にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、伯耆町から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税均等割のみ課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 伯耆町で受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「令和6年度伯耆町価格高騰重点支援給付金（非課税給付）申請書」を伯耆町役場住民課へご提出ください。

※書類はホームページに掲載しています。

※伯耆町から他の市町村へ避難されている方は、避難先の市町村にご相談ください。



伯耆町価格高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。